

## 7-4 現況調査

### 1 現況調査の考え方

現況調査は、地域概況調査結果及び対象事業の内容から、事業が環境に与える影響の対象となると想定される環境要素の現況を、より詳細に把握することを目的とするものである。

また、対象となる環境要素以外にも、環境要素と関連性の高い要素の状況や、予測評価において用いるパラメータの設定、現況再現性の検討などにおいて必要となるデータについても、地域概況調査ではデータが不十分な場合には現況調査を実施する必要がある。

### 2 調査すべき情報

#### (1) 水質の状況

調査項目は、一般的には環境基準に定められている項目が選定される。また、環境基準には定められていないが、対象事業の種類、規模及び事業特性並びに地域特性より影響が懸念される場合には、表7-7に示す項目から適切に選定する。さらに、水温、透明度、透視度、濁度、塩分等の水の性状を表す基礎的な項目については、測定も比較的容易であり、水質調査時には常に測定することが望ましい。

また、対象水域に特有の現象を把握する必要がある場合には、その現象の指標項目及び因果関係の深い項目を選定する。例えば、富栄養化現象であれば、窒素、燐の栄養塩類を測定する必要があり、さらに、赤潮や水の華のような植物プランクトンの急激な増殖により生ずる現象についてはクロロフィルa等の植物色素、青潮のような貧酸素水の湧昇現象については溶存酸素量(DO)、硫化物等の項目を加える必要がある。

表7-7 調査項目として選定を検討する水質汚濁物質

区 分		物 質 等
環境基本法(平成5年法律第91号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づき公共用水域における水質の汚濁に係る環境基準が設定されている項目	人の健康の保護に関する環境基準	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類
	生活環境の保全に関する環境基準	河川 水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(S S)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数
	湖沼	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(S S)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数、全窒素、全燐
	海	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全燐
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年3月8日付け環水第21号環境庁水質保全局長通知)に定める要監視項目		クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ほう素、ふっ素、ニッケル、モリブデン、アンチモン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

<p>水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第108号）第2条及び第3条に規定するもの</p>	<p>カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジトン及びE P Nに限る。）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物</p> <p>水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、ふっ素含有量、大腸菌群数、窒素又は磷の含有量</p>
<p>「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成2年3月24日付け環水土第77号環境庁水質保全局長通知）に定める項目</p>	<p>アセフェート、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、トリクロロホン（DEP）、ピロダフェンチオン、フェニトロチオン（MEP）、イソプロチオラン、イプロジオン、エトリジアゾール（エクロメゾール）、オキシシン銅（有機銅）、キャプタン、クロロタロニル（TPN）、クロロネブ、チウラム（チラム）、トルクロホスメチル、フルトラニル、ペンシクロン、メタラキシル、メプロニル、アシュラム、ジチオビル、シマジン（CAT）、テルブカルブ（MBPMC）、トリクロビル、ナプロパミド、ピリプチカルブ、ブタミホス、プロピザミド、ベンスリド（SAP）、ペンディメタリン、ペンフルラリン（ベスロジン）、メコプロップ（MCPP）、メチルダイムロン</p>
<p>「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」（平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通知）に定める項目</p>	<p>イプロジオン、イミダクロプリド、エトフェンプロックス、エスプロカルブ、エディフェンホス（EDDP）、カルバリル（NAC）、クロルピリホス、ジクロフェンチオン（ECP）、シメトリン、トルクトホスメチル、トリクロロホン（DEP）、トリシクラゾール、ピリダフェンチオン、フサライド、ブタミホス、ブプロフェジン、プレチラクロール、プロベナゾール、プロモブチド、フルトラニル、ペンシクロン、ベンスリド（SAP）、ペンディメタリン、マラチオン（マラソン）、メフェナセット、メプロニル、モリネート</p>
<p>水道水に関する「水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）」に定める項目</p>	<p>一般細菌、大腸菌群、カドミウム、水銀、セレン、鉛、砒素、六価クロム、シアン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン（クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、塩素イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、1,1,1-トリクロロエタン、フェノール類、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH値、味、臭気、色度、濁度</p>
<p>水生生物</p>	<p>水質汚濁の指標となる水生生物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水生昆虫及びその他底生動物 <ul style="list-style-type: none"> <li>カワゲラ類、カゲロウ類、トビゲラ類、トンボ類、双翅類、甲虫類等の水生昆虫、ミミズ類、ヒル類、貝類、プラナリア類</li> </ul> </li> <li>・甲殻類 <ul style="list-style-type: none"> <li>エビ、ヨコエビ、サワガニ、ミジンコ</li> </ul> </li> <li>・魚類</li> </ul>
<p>その他の項目</p>	<p>水温、外観、透明度又は透視度、塩分量、電気電導率、MBAS、プランクトン、クロロフィル、その他</p>